

議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第13回総会																																																																																																								
開催日時	令和3年3月25日（木） 午後1時30分 開会 午後3時17分閉会																																																																																																								
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																																																																								
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																																																																								
出席者 （委員） の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>岩</td><td>淵</td><td>勉</td><td>2番</td><td>佐</td><td>木</td><td>子</td><td>3番</td><td>櫻</td><td>井</td><td>利</td><td>光</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>菅</td><td>原</td><td>之</td><td>5番</td><td>田</td><td>島</td><td>幹</td><td>6番</td><td>阿</td><td>部</td><td>晃</td><td>徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>柴</td><td>崎</td><td>専</td><td>8番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>瑛</td><td>9番</td><td>鈴</td><td>木</td><td></td><td>巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>幸</td><td>11番</td><td>松</td><td>野</td><td>秀</td><td>12番</td><td>阿</td><td>部</td><td>静</td><td>男</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>鈴</td><td>木</td><td>泰</td><td>14番</td><td>浅</td><td>野</td><td>和</td><td>15番</td><td>五</td><td>十</td><td>嵐</td><td>喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>尾</td><td>張</td><td>勝</td><td>17番</td><td>芳</td><td>村</td><td>忠</td><td>18番</td><td>三</td><td>塚</td><td>幸</td><td>毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>芳</td><td>賀</td><td>秀</td><td>20番</td><td>小</td><td>野</td><td>寺</td><td>21番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>久</td><td>順</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>上</td><td>野</td><td>栄</td><td>23番</td><td>門</td><td>馬</td><td>一</td><td>24番</td><td>高</td><td>橋</td><td>清</td><td>範</td> </tr> </table> <p>（は欠席委員、は遅参委員、は早退委員）</p>	1番	岩	淵	勉	2番	佐	木	子	3番	櫻	井	利	光	4番	菅	原	之	5番	田	島	幹	6番	阿	部	晃	徳	7番	柴	崎	専	8番	佐	藤	瑛	9番	鈴	木		巖	10番	佐	藤	幸	11番	松	野	秀	12番	阿	部	静	男	13番	鈴	木	泰	14番	浅	野	和	15番	五	十	嵐	喜	16番	尾	張	勝	17番	芳	村	忠	18番	三	塚	幸	毅	19番	芳	賀	秀	20番	小	野	寺	21番	佐	藤	久	順	22番	上	野	栄	23番	門	馬	一	24番	高	橋	清	範
1番	岩	淵	勉	2番	佐	木	子	3番	櫻	井	利	光																																																																																													
4番	菅	原	之	5番	田	島	幹	6番	阿	部	晃	徳																																																																																													
7番	柴	崎	専	8番	佐	藤	瑛	9番	鈴	木		巖																																																																																													
10番	佐	藤	幸	11番	松	野	秀	12番	阿	部	静	男																																																																																													
13番	鈴	木	泰	14番	浅	野	和	15番	五	十	嵐	喜																																																																																													
16番	尾	張	勝	17番	芳	村	忠	18番	三	塚	幸	毅																																																																																													
19番	芳	賀	秀	20番	小	野	寺	21番	佐	藤	久	順																																																																																													
22番	上	野	栄	23番	門	馬	一	24番	高	橋	清	範																																																																																													
事務局職員 職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局長 田辺 賢一 局長補佐 菅原賢、小林 仁</p> <p>農地管理係 主幹 伊藤 裕美 主査 千葉貴行</p> <p>書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																																																																																								
	<p>報告第53号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第54号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第55号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第56号 農地法第3条の規定による許可書の返納について</p> <p>報告第57号 令和3年度登米市農業委員会当初予算について</p> <p>報告第58号 登米市農業委員会事務局職員の任免について</p> <p>議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第86号 非農地証明願について</p> <p>議案第87号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第88号 令和3年度農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について</p> <p>議案第89号 登米市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第90号 令和3年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について</p>																																																																																																								

	議案第 91 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
会 議 結 果	議案第 84 号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第 85 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 86 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 87 号 原案のとおり決定した 議案第 88 号 原案のとおり決定した 議案第 89 号 原案のとおり決定した 議案第 90 号 原案のとおり決定した 議案第 91 号 原案のとおり決定した
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 2 年度登米市農業委員会第 13 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、17 番 芳村 忠市 委員、18 番 三塚 芳毅 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思えます。 これにご異議ございませんか。 《 異議なしの声あり 》
議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	ここで、議案の説明についてお諮りします。 新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。</p>
議長	<p>日程第4、報告第53号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第53号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第54号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第54号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第55号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第55号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第56号「農地法第3条の規定による許可書の返納について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第56号「農地法第3条の規定による許可書の返納について」を</p>

<p>議長</p>	<p>終わります。</p> <p>日程第 8、議案第 84 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は 1 筆以外全て耕作されており、その 1 筆については所定の手続きを行う予定です。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。</p> <p>また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>22 番 上野 栄公 委員</p>
<p>22 番委員</p>	<p>登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 3 月 22 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第 3 条の進行番号 3 番について、別紙議案説明資料 1 ページから 9 ページに記載されているとおりです。</p>

申請内容は、仙台市泉区地に在住する譲受人が、米山町地内の農地を、登米市米山町に居住する父である譲渡人から譲り受け、耕作を行うものです。

譲受人は、現在農地は所有しておりませんが、住所移転する前は同一世帯であったため、農業経験はあり、今回取得する農地と併せて営農を行うもので、基幹作業については作業委託するものの、農地の管理・経営については自ら行うとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年3月25日

現地調査委員 20番 小野寺 義幸 委員

21番 佐藤 久順 委員

22番 上野 栄公 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。なお、進行番号9番については、私が担当委員になり、支障ありません。

議長

進行番号1番について、18番 三塚 芳毅 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号2番について、3番 櫻井 利光 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号4番から7番について、21番 佐藤 久順 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号10番について、13番 鈴木 泰子 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号11番、12番について、23番 門馬 一郎 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号13番について、15番 五十嵐 幸喜 委員

議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 14 番、15 番について、9 番 鈴木 巖 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>地域との調和要件について支障等はないようです。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
議長	<p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 84 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 84 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 9、議案第 85 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>進行番号 2 番が、8 番 佐藤 瑛彦 委員に、進行番号 3 番が 11 番 松野 秀郎 委員に、関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>

議長	はじめに、「委員に関する案件」、進行番号2番についての審議に入ります。
議長	<p>本案件は 8番 佐藤 瑛彦 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、8番 佐藤 瑛彦 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p> <p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
議長	《事務局説明》
事務局	<p>本議案に係る申請は、第5条申請が1件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	22番 上野 栄公 委員
22番委員	<p>進行番号2番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に農業用機械庫及び駐車場等を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農業用機械庫及び駐車場等として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和3年3月25日</p> <p>現地調査委員 20番 小野寺 義幸 委員 21番 佐藤 久順 委員 22番 上野 栄公 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。

議長	これより議案第 85 号の「委員に関する案件」、進行番号 2 番について、質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。
	《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 85 号の「委員に関する案件」の進行番号 2 番について採決します。
議長	お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 85 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」の「委員に関する案件」、進行番号 2 番については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	8 番 佐藤 瑛彦 委員 の入場を許可します。
	《着席を確認》
議長	次に、進行番号 3 番が、11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、11 番 松野 秀郎 委員 の退場を求めます。
	《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、第 5 条申請が 1 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。

議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	<p>4番 菅原 浩之 委員</p>
4番委員	<p>登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和3年3月22日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>進行番号3番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 令和3年3月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 15番 五十嵐 幸喜 委員 23番 門馬 一郎 委員 4番 菅原 浩之 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第85号の「委員に関する案件」の進行番号3番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p>
12番委員	<p>11番委員はどのような関係になっておりますか。備考欄に寄付とありますが、例えば宗教法人が、最終的には譲受人になるのでしょうか、どこに11番委員は入ってきますか。</p>
事務局	<p>11番委員は法人の責任役員で総代になっております。定款の中で農地の取得が議決事項になっております。その会議に出て決定しております。総代だということで、関係者ということで今回退席案件にさせていただきました。</p>
12番委員	<p>私が知っている農地法の知識からすると、例えば譲渡人から総代の農業委員が宗教法人の代表になっていれば、寄付とあり、代表者に1回所有権移転し、その方が法人に寄付した方がよりすっきりすると思います。なぜここで宗教法人が出</p>

	<p>てこないのですか。代表だから何でも宗教法人にいくということは無いと思います。確かに先ほど事務局から議決事項になっていて、これは寺の総代の議決事項にはなっておりますが、農地法にどのように影響しますか。</p>
議長	<p>《 休 憩 》</p> <p>再開いたします。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 85 号の「委員に関する案件」、進行番号 3 番について採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 85 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」の「委員に関する案件」、進行番号 3 番については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>11 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p>
	<p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第 85 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本議案に係る申請は、第 5 条申請が 4 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>

議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	22番 上野 栄公 委員
22番委員	<p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 20番 小野寺 義幸 委員 21番 佐藤 久順 委員 22番 上野 栄公 委員</p>
議長	次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	4番 菅原 浩之 委員
4番委員	<p>農地法第5条の進行番号4番、5番については、別紙議案説明資料19ページから21ページ、22ページから24ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号6番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月25日</p>

現地調査委員 15番 五十嵐 幸喜 委員
23番 門馬 一郎 委員
4番 菅原 浩之 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより、議案第 85 号の「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。

議長

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。
これで議案第 85 号の「委員に関する以外の案件」の質疑を終わります。

議長

これから議案第 85 号「委員に関する以外の案件」を採決します。
お諮りします。
本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第 85 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」の「委員に関する以外の案件」は許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。

議長

日程第 10、議案第 86 号「非農地証明願について」を議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま
す。
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

議長

これより質疑を行います。

<p>議長</p>	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第 86 号を採決します。 お諮りします。 本案は願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>よって、議案第 86 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 11、議案第 87 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
<p>議長</p>	<p>本案件については、所有権移転が 20 件、利用権設定が 51 件、一括方式が 24 件となっております。</p> <p>利用権設定の進行番号 17 番及び 18 番が、10 番 佐藤 幸治 委員に、進行番号 27 番が 7 番 柴崎 専一 委員に、一括方式の進行番号 10 番が 14 番 浅野 和宏 委員に、関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 17 番、18 番についての審議に入ります。</p>

事務局	<p>本案件は 10 番 佐藤 幸治 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、10 番 佐藤 幸治 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 87 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 17 番、18 番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 87 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 17 番、18 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 87 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 17 番及び 18 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>10 番 佐藤 幸治 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>

議長	次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 27 番についての審議に入ります。
議長	本案件は 7 番 柴崎 専一 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、7 番 柴崎 専一 委員の退場を求めます。 《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	これより議案第 87 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 27 番について、質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 87 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 27 番を採決します。
議長	お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 87 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 27 番は原案のとおり決定しました。
議長	7 番 柴崎 専一 委員 の入場を許可します。

	《着席を確認》
議長	次に、「委員に関する案件」、一括方式の進行番号 10 番についての審議に入ります。
議長	本案件は 14 番 浅野 和宏 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、14 番 浅野 和宏 委員の退場を求めます。
	《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	これより議案第 87 号の「委員に関する案件」、一括方式の進行番号 10 番について、質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。
	《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 87 号の「委員に関する案件」、一括方式の進行番号 10 番を採決します。
議長	お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 87 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利一括方式の進行番号 10 番は原案の

議長	<p>とおり決定しました。</p> <p>14 番 浅野 和宏 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第 87 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありますか。</p>
12 番委員	<p>事務処理の関係でお聞きします。報告第 53 号の進行番号 24 番について、今回合意解約されております。本人と相談して中間管理機構に頼みたいということで、中間管理機構を示しておりますが、今回一括方式の中に議案として載っていません。合意解約と新たに貸付などする場合に並行して事務処理は進んでいると思いますが、中間管理機構の方で貸付の相手の方に何か問題があったかどうか知りませんが、このような事務処理について、中間管理機構の中においてタイムラグがあるのかどうか伺いたい。</p>
事務局	<p>中間管理機構の事務を執る際には、一番最初にこちらの方でアンケートのような物を作って、それに基づいて農協の方で手続きをしていただきます。こちらの方に審議が上がってくるまでには、今お話があったようにタイムラグあります。これによって同月内に処理は基本的には出来ません。</p>
12 番委員	<p>普通は並行してするべきものではないのですか。このようなものを合意解約と新たに設定するとなると、両者が来てやってほしいとなると、例えば 3 条で、両者が来て 1 回で済みます。中間管理機構を通すと何回も来たりしなければなりません。その辺の事務の合理化は今後どのように考えていますか。前にも話しされましたが、登米市農業委員会で訪問されていますが、統合、集約の話がありますが、今中田に石越の方は主に来ていますが、将来的にそのようなことも検討していただきたい。あくまでも農協の方に中間管理機構では事務をなげている、そのようなことは、最終的には一番弱い農家や住民が、その被害を被ります。その</p>

事務局	<p>辺は検討をしていただきたい。</p> <p>委員のお話には回答できる部分と、即答できない部分があります。合意解約した上で同月内に処理できる方法は、中間管理機構を通さずに相対であれば同月処理は可能かと思えます。ただ中間管理機構を通してどうしても自分たちで契約形態を崩さずに更新していきたいと。例えば、メリットとなれば自動で口座から引き落とされる。振り込まれる。そのようなことを続けていきたいという農家の方の意見もあると思えます。それを続けるかどうかということは、当事者自身になると思えます。それをどちらにしなければと強要は出来ません。委員の話している事務の効率化ということは、正直なところ永遠な課題だと思えます。即答で事務局の中ですぐ出来るかと言われると、今ここで話せる内容ではありません。それは今貴重な意見として捉えるべきと思っております。それを踏まえて、相談に来られた方の意見を尊重してそのようなものを受け取っておりますので、その点をご配慮していただきたい。今話しできる内容はここまでかと思えます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 87 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 87 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議長	<p>再開いたします。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 88 号「令和 3 年度農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

議長	説明が終わりました。
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	これで質疑を終わります。
議長	<p>これから議案第 88 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	異議なしと認めます。よって、議案 88 号「令和 3 年度農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について」は原案のとおり決定いたしました。
議長	日程第 13、議案第 89 号「登米市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領の一部を改正する訓令について」を議題とします。
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	これで質疑を終わります。
議長	<p>これから議案第 89 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案 89 号「登米市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領の一部を改正する訓令について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 90 号「令和 3 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
12 番委員	<p>2 事業計画（1）会議の開催 7）で農地利用最適化推進連携会議の中で農地中間管理機構との連携を図るために開催するとありますが、連携会議に農地中間管理機構が今まで出席されたのは何回あるかわかりませんが、今事務局で話されたように、人・農地プランの実施化とあり、農地中間管理機構なくして集積が困難な状況ですので、農地利用最適化推進連携会議にぜひ農地中間管理機構へ案内を出して出席していただくようにお願いします。</p>
事務局	<p>コーディネーターの出席につきましては、先日の運営会議でもこちらの方の話題が出まして、今後そちらの関わり方につきましては、詰めまして、出席する方向で検討し要請していくことで協議しておりますのでお知らせいたします。</p>
議長	<p>今の意見について、運営会議の中でも議論しました。農地中間管理機構のコーディネーターの関係が、どうも目に見えない状況ですので、少し仲良くしながら、本当の実質化に向けて、その時には一緒に助け合っていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 90 号を採決します。</p>

	<p>お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第90号「令和3年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	
議長	<p>日程第15、議案第91号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第91号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第91号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第16、報告第57号「令和3年度登米市農業委員会当初予算について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>

議長	説明が終わりました。
議長	これで、報告第 57 号「令和 3 年度登米市農業委員会当初予算について」を終わります。
議長	日程第 17、報告第 58 号「登米市農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これで、報告第 58 号「登米市農業委員会事務局職員の任免について」を終わります。
議長	これで、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	会議を閉じます。令和 2 年度第 13 回登米市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 3 年 3 月 25 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 17 番 芳村 忠市

議事録署名人 18 番 三塚 芳毅